

第I 事業計画の概要

1 事業者の氏名及び住所	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
	住所	宮城県△△市××・・・
2 事業の目的	建築解体現場から発生するコンクリート等を現場内で破碎し、再生路盤材として活用することにより、循環型社会の形成に貢献したく、本事業を策定した。	
3 駐機場の所在地	宮城県〇〇郡××字△△・・・	
4 実施場所	仙台市を除く宮城県内一円（排出現場等に限る。）	
5 施設の種類の		
6 処理する産業廃棄物の種類	がれき類 ・ 木くず	
7 処理能力	がれき類・木くず	80 t・m ³ /時（8時間稼働により 640 t・m ³ /日）
	がれき類・木くず	t・m ³ /時（ 時間稼働により t・m ³ /日）
8 処理方式	ジョークラッシャー型	
9 処理フロー	別紙のとおり	
10 施設の配置	別紙のとおり	

第II 産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した水象、気象その他自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況並びにその把握の方法

許可申請時には施設の設置の場所が特定できないこと、及び稼働場所ごとに届出を提出することにより、記載は省略する。

第III 産業廃棄物処理施設生活環境影響調査項目及び当該項目に含めなかった理由

1 評価項目マトリックス

調査事項	生活環境影響要因	施設の稼働	廃棄物等の保管	施設排水の排出	廃棄物運搬車両の走行	施設からの悪臭の漏洩
	生活環境影響調査項目					
大気汚染	粉じん	△	△			
	二酸化窒素 (NO2)					
	浮遊粒子状物質 (SPM)					
水質汚濁	生物化学的酸素要求量 (BOD)又は化学的酸素要求量(COD)					
	浮遊物質(SS)			△		
騒音	騒音レベル	○			△	
振動	振動レベル	○			△	
悪臭	特定悪臭物質濃度 臭気指数 (臭気濃度) 又は臭気強度		△			△

○：環境への影響があると考えられる項目

△：環境への影響は考えられるが、影響の規模が非常に小さいことから環境への影響が軽微であると考えられる項目

2 項目に含めなかった理由(調査項目に含めなかったものに限る。)

大気汚染	<p>破砕機の稼働に伴って粉じんの発生が考えられる。処理の実施場所が屋外であるものの、以下の対策を講ずることにより、生活環境への影響は軽微と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 破砕機のクラッシャー部分に散水ノズルが設けられており、適切に使用することにより、粉じんの発生を抑制することができる。 ○ 保管に伴う粉じんの飛散についても、必要最小限の散水を行い、防止する。また、処理後物(再生路盤材)は順次搬出し、短期間の保管とする。 <p>これらのことから、調査対象項目に含めないこととした。</p>
水質汚濁	<p>施設の稼働、保管等に伴う排水は無い。粉じん発生防止の散水は必要最小限とする。このため、生活環境への影響は軽微であり、調査対象項目に含めないこととした。</p>
騒音	<p>施設の稼働に伴う騒音については調査対象項目とする。</p> <p>廃棄物運搬車両の走行による騒音について、一日当たりの最大走行車数は30台程度を見込んでおり、全て処理後物の搬出用である。計画的な運行管理により、時間当たりの運行数を5台程度に留めることで、生活環境への影響を軽減する計画である。</p> <p>このことから、調査対象項目としない。</p>
振動	<p>施設の稼働に伴う振動については調査対象項目とする。</p> <p>廃棄物運搬車両の走行による振動について、処理後物の搬出のための車両の走行が考えられる。このことについては、騒音の項目と同様、計画的な運行管理により生活環境への影響を軽微なものとする事ができる。</p> <p>このことから、調査対象項目としない。</p>
悪臭	<p>本計画で処理の対象としているがれき類は悪臭の発生のおそれがないことから、調査対象項目としない。</p> <p>なお、仮に処理や保管に伴う悪臭が発生した場合には、処理後物を早期に搬出する等の対応をとり、生活環境への影響を抑制する。</p>

第IV 産業廃棄物処理施設生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法

許可申請時には施設の設置の場所が特定できないこと、及び稼働場所ごとに届出を提出することにより、記載は省略する。

第V 産業廃棄物処理施設を設置することにより予測される生活環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及び範囲並びにその予測方法

<計算方法>

(騒音)

施設の稼働による騒音は、以下の点音源の減衰式により伝搬計算を行う。

$$L=L_0-20 \cdot \log (r / r_0)$$

L : 受音点(施設から r m地点)における騒音レベル

L₀ : 施設から r₀m地点における騒音レベル

(振動)

施設の稼働による振動は、以下の伝搬計算により行う。

$$VL=VL_0-20 \cdot \log (r/r_0)^n+(20 \cdot \log e)(r_0-r) \alpha$$

VL: 予測点の振動レベル、VL₀: 基準点の振動レベル、r : 振動源から予測点までの距離 (m)

r₀ : 振動源から基準点までの距離 (m)、20・log e = 8.68、n : 幾何減衰定数(0.5を使用)

α : 地盤減衰定数 (0.03~0.01、通常0.02を使用)

※特別の理由が無い場合、振動の伝播計算式は距離減衰のみを考慮した計算式であっても可とする。

(第3面)

1 施設から発生する騒音、振動に係る距離減衰計算

距離 (m)	0	10	15	30	50	100	150	200	300	400	500
騒音 (dB)	100	80	76	70	66	60	56	54	50	48	46
振動 (dB)	70	56	53	48	44	32	22	12			

2 バックグラウンドをゼロとしたときの騒音の環境基準、振動の規制基準、特定建設作業騒音の基準を満足するための距離計算

距離 (m)	1000	562	316	178	100	56	5.6				
騒音 (dB)	40	45	50	55	60	65	85				

距離 (m)	10	4.5	2.1								
振動 (dB)	55	60	65	75							

第VI 生活環境影響を回避するための保全対策 (1又は2のいずれかに○を付けること)

1 施設の稼働に当たっては、稼働する場所の敷地境界において、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく当該地域における騒音の環境基準及び振動規制法(昭和51年法律第64号)第4条第1項の規定に基づく当該地域における振動の規制基準(以下「環境基準等」という。)を超えることのないよう、その場所に応じて必要な距離の確保を図るなどの環境保全対策を講じる。

② 次に掲げる全ての環境保全対策を講じる。

(1) 施設の稼働に当たっては、騒音規制法(昭和43年法律第98号)第15条第1項の規定に基づき環境大臣が定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制法第15条第1項の規定に基づき環境省令で定める特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準を満足できるよう、施設の設置位置から最も近い敷地境界まで(6)m以上の距離を確保又はその他の環境保全対策

(2) 施設の稼働に当たっての条件

- ① 午後5時から翌日の午前8時までの時間内において行わない。
- ② 日曜日その他の休日に稼働しない。

(3) 施設の稼働に当たっては、場所付近の学校、病院等生活環境保全上特に配慮すべき施設のうち、設置する位置から最も近いものの位置において、当該配慮すべき施設の立地する地域における環境基準等を超えることのないよう、その場所に応じて必要な距離の確保を図るなどの環境保全対策

3 その他1又は2と同等以上の対策(以下に記載すること)

()

第VII 産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果

第VI章に記載の保全対策を講じることにより、環境に対する影響は軽微である。

第VIII その他の対策